第二級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

Α	- 1 *		፤について、電波法(第18条)の規定 「の1から4までのうちから一つ選べ。	·
		受けた免許人は、総務大臣の検認められた後でなければ、 A の検査は、 の検査を受け 検事業者の登録)第1項又は第 業者」又は「登録外国点検事業	養査を受け、当該変更又は工事の結果 ──してはならない。ただし、総務省 ようとする者が、当該検査を受けよう 2 4条の13(外国点検事業者の登録	うとする無線設備について第24条の2(点 等)第1項の登録を受けた者(「登録点検事 めるところにより行った当該登録に係る点
		Α	В	С
	1		記載した書類を総務大臣に提出 総務大臣に報告	一部
		2 許可に係る無線設備を運用 3 電波を発射	総務人民に報告 記載した書類を総務大臣に提出	全部 全部
		4 電波を発射	総務大臣に報告	一部
^	- 2 <i>〉</i>	(れるべき字句の正しい組合せを 免許人について相続があった 免許人(船舶局、無線設備が過 通信業務を行うことを目的とす をその用に供する事業の全部を り設立された法人又は分割によ	⁻ るものを除く。) の免許人を除く。以	べ。 無線局、航空機局及び航空機地球局(電気下同じ。)たる法人が合併又は分割(無線局は、合併後存続する法人若しくは合併によ
	٠	A	B	C
	1	Ⅰ 総務大臣の許可を受けて免許 地位を承継することができる		総務大臣の許可を受けて免許人の 地位を承継することができる
	2	2 総務大臣の許可を受けて免許		
		地位を承継することができる		
	3	3 免許人の地位を承継する	総務大臣の許可を受けて免	
	4	♣ 免許人の地位を承継する	地位を承継することができ 免許人の地位を承継する	る 地位を承継することができる 総務大臣の許可を受けて免許人の 地位を承継することができる

した書類を添えて、総務大臣に (1) 目的 (2) A (3) 通信の相手方 (4) 電波の型式並びに B (5) 無線設備の工事設計 (6) C (免許の有効期間で う。) (7) 運用開始の予定期日(それ う。) 第27条の2の免許を受けよ	是出しなければならない。 及び空中線電力 中において同時に開設されて れぞれの特定無線局の運用 うとする者は、通信の相手が その人工衛星の D 及び	「いることとなる特点 が開始される日の子 「が外国の人工衛星 「当該人工衛星の位	局である場合にあっては、 の 置、姿勢等を制御することを目
A	B		D +1.54
1 開設を必要とする理由 2 開設を必要とする理由	周波数 希望する周波数の範囲	指定無線局数 最大運用数	軌道 軌道又は位置
3 事業計画及び事業収支見積り4 事業計画及び事業収支見積り	周波数 希望する周波数の範囲	指定無線局数 最大運用数	軌道又は位置 軌道
4 争未们四次00争未收文允慎9	布主する内放奴の靶四	取八连用奴	判1.0
		. ファッチャックラロ/井+日口/	/ ^{(公} 2 4 名) 5 日ウ [- 22 - 7 24
A - 4 次の記述は、受信設備の条件に べたものである。 内に入れ	JMで、電波法(第29余) るべき字句の正しい組合せる		
		総務省令で定める	限度を超えて他の無線設備の機
能に支障を与えるものであって に規定する副次的に発する ムの無線局の受信装置等別に定 測定した場合に、その回路の電	電波が他の無線設備の機能に めの <u>あるも</u> のを除き、受信3	≧中線と A の等	度は、小電力データ通信システ しい擬似空中線回路を使用して
А В			
1 利得及び能率 4 ミリワッ2 利得及び能率 4 マイクロリー	•		
2利得及び能率4 マイクロ3電気的常数4 ナノワッ			
4 電気的常数 4 ピコワッ	٢		
	亦细ᅎᅕᄼᆠᄼᅼᇺᄹᄼᄝᅭᄼ	ᅧᆍᆉᅛᅟᅝᄼᄛᆉ	ナナップキニオス かっ 電池辻佐
A - 5 主搬送波の変調の型式が周波数 行規則(第4条の4)の規定に照ら 設備の空中線電力等別に定めのある	し正しいものを下の 1 から		
1 类頭電力(pX) 2 平均	匀電力(pY) 3 搬送	É波電力(pZ)	4 規格電力(pR)

A - 3 次の記述は、特定無線局の免許の申請について、電波法(第27条の3)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

A - 6 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について、電波法施行規則(第25条)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から A 以上のものでなければならない。ただし、次の場合は、この限りでない。 (1) B に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
(2) C 困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入りしない場所にある場合
ABC1 2.5 メートル2.5 メートル移動局であって、その移動体の構造上2 2.5 メートル3 メートル陸上局であって、その設置場所の環境上3 3 メートル3 メートル移動局であって、その移動体の構造上4 3 メートル2.5 メートル陸上局であって、その設置場所の環境上
A - 7 次の記述は、空中線等の保安施設について、電波法施行規則(第26条)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、 A 周波数を使用する無線局の無線設備及び B の無線設備の空中線については、この限りでない。
AB1 26.175MHz を超える陸上移動局又は携帯局2 26.175MHz 以下の移動局3 30MHz を超える移動局4 30MHz 以下の陸上移動局又は携帯局
A - 8 次の記述は、無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率の許容値について、無線設備規則(第 14条の2)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
携帯無線通信を行う陸上移動局及び A に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備(伝送情報が電話(音響の放送を含む。以下同じ。)のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。)は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率(電磁界にさらされたことによって任意の生体組織 10 グラムが任意の6分間に吸収したエネルギーを10 グラムで除し、さらに6分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり B 以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備については、この限りでない。 (1) 平均電力が C 以下の無線設備 (2) (1)に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備の人体頭部における比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示する。
A B C
 1 静止衛星 5 ワット 20 ミリワット 2 静止衛星 2 ワット 10 ミリワット 3 非静止衛星 5 ワット 10 ミリワット 4 非静止衛星 2 ワット 20 ミリワット

規	次の記述は、主任 定に沿って述べた べ。				及び電波法施行規則(第3 せを下の1から4までの [・]	•
	とができる無線役の総務省令で (1) 電波法第9 とがなくなっ (2) 電波法第 む。)の規定 ない者である (3) 主任無線役	送事者であって、総 で定める事由は、次の の章(罰則)の罪を犯り った日から B を約 79条(無線従事者の により業務に従事すること。 送事者として選任され	務省令で定める事的 かとおりとする。 し罰金以上の刑に処 経過しない者に該当 の免許の取消し等 ることを停止され、	日に該当しないもの 型せられ、その執行 当するものである。)第1項第1号(同 その処分の期間が こおいて無線局(無	るにより、無線設備の つでなければならない。 一を終わり、又はその執行 こと。 条第2項において準用で が終了した日から3箇月で 線従事者の選任を要する よ期間が3箇月に満たなし	デを受けるこ する場合を含 を経過してい 無線局で
3	操作の監督	B C 2年 5年間 3年 3年間 3年 5年間 2年 3年間		E その監督の業務 その監督の業務 その管理の業務 その管理の業務		
ات. :	入れるべき字句 <i>0</i> 無線局を運用する	D正しい組合せを下の る場合においては <u>、</u> [の 1 から 4 までのう	うちから一つ選べ。 電波の型式及び原	こ沿って述べたものである 周波数は、免許状に記載:	
1 2 3 4	無線設備の設置 無線設備の設置 無線設備 無線設備	置場所 遭難通信、	緊急通信、安全追 緊急通信、安全追			
	次の記述は、混f たものである。[•	•	見則(第50条の2)の規2 4までのうちから一つ選ん	
	受信の業務をいう 大臣が指定するも りでない。 に規定する指 1) 電波天文第	う。)の <u>用に供</u> する受	信設備その他の総 ないように運用した は、次に掲げるもの 言設備	務省令で定める受f なければならない。 	基礎とする天文学のための言設備(無線局のものを除たし、 Β □についを除る。)とする。	除く。)で総務
1 2 3 4		害するような混信その 害するような混信その	の他の妨害 遭難 遭難		安全通信又は非常通信 安全通信又は非常通信	C 固定 移動 固定

A - 12 次の記述は、時計、業務書類等の備付けについて、電流 に入れるべき字句を下の 1 から 4 までのうちから一つ	· ——
無線局には、正確な時計及びを備え付けてお ついては、これらの全部又は一部の備付けを省略する	らかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局に ことができる。
1 無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定め2 無線検査簿並びに無線業務日誌3 無線検査簿4 無線業務日誌その他総務省令で定める書類	る書類
A - 13 次の記述は、放送局の試験電波の発射について、無る。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の	· ·
とする A によって聴守し、他の無線局の通信に 射してはならない。)発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しよう に混信を与えないことを確かめた後でなければその電波を発
	─│、試験電波である旨及び「こちらは(外国語を使用する場符号又は呼出名称(テレビジョン放送を行う放送局は、呼出がせて)を放送しなければならない。
A 1 電波の周波数 2 電波の周波数 3 電波の周波数及びその他必要と認める周波数	B 電波の発射の直後及びその発射中10分ごとを標準として 発射中10分ごとを標準として 発射中10分ごとを標準として
4 電波の周波数及びその他必要と認める周波数	電波の発射の直後及びその発射中10分ごとを標準として
A - 14 次の記述は、無線通信の秘密の保護について、電波ある。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下	· ·
164条(適用除外)第2項の通信であるものを除く 又はこれを窃用してはならない。	A (電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第。以下同じ。)を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、
金 <u>に処す</u> る。	又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰 し、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円
A B	通信の業務に従事する者
3 特定の相手方に対して行われる無線通信 無線	段従事者 3通信の業務に従事する者 3従事者

A - 15 次の記述は、非常の場合の無線通信について、電波法(第74条及び第110条)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、 A の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

の規定による処分に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 総務大臣が の規定により無線局に通信を行わせたときは、国は、その B しなければならない。

A B

1 電力の供給 通信に要した実費を弁償

電力の供給 通信によって生じた損失を補償
 交通通信 通信によって生じた損失を補償

4 交通通信 通信に要した実費を弁償

- B 1 次に掲げる無線局のうち、電波法施行規則(第10条の2)の規定に照らし、運用開始の届出を要するものを1、 要しないものを2として解答せよ。
 - ア 海上安全情報の送信を行う海岸局
 - イ 実験局
 - ウ 標準周波数局
 - 工 放送局
 - 才 気象援助局
- B 2 次に掲げる人工衛星局の条件のうち、電波法(第36条の2)に規定されているものを1、規定されていない ものを2として解答せよ。
 - **ア** 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。 ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。
 - **イ** 人工衛星局は、その発射する電波の周波数をその許容偏差内に維持するため自動的に修正することができる ものでなければならない。
 - ウ 人工衛星局は、他の無線局に混信を与えたときは、直ちに周波数の変更ができるものでなければならない。
 - エ 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することができるものでなければならない。
 - オ 人工衛星局の無線設備の制御装置は、自動的に空中線電力を適正に調整できるものでなければならない。
- B-3 次に掲げる無線設備の機器のうち、電波法(第37条)の規定に照らし、その型式について総務大臣の行う検定に合格したもの(総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを含む。)でなければ施設してはならないものに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。
 - ア 電波法第31条(周波数測定装置の備付け)の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
 - イ 船舶に施設する救命用の無線設備の機器であって総務省令で定めるもの
 - ウ 航空機に施設する無線設備の機器であって総務省令で定めるもの
 - エ 気象援助業務の用に供する無線設備の機器
 - オ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備の機器

B - 4 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について、無線設備規則(第20条及び第22条)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句を下の 1 から 10 までのうちからそれぞれ一つ選べ。
送信空中線の型式及び構成は、次に適合するものでなければならない。 (1) 空中線の ア がなるべく大であること。 (2) イ が十分であること。 (3) 満足な ウ が得られること。 空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。 (1) 主輻射方向及び副輻射方向 (2) エ の主輻射の角度の幅 (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を オ もの (4) 給電線よりの輻射
1 強度 2 調整 3 垂直面 4 指向特性 5 利得及び能率
6 特性 7 乱す 8 水平面 9 整合 10 妨げる
B-5 次の記述は、主任無線従事者の講習について、電波法(第39条及び第39条の2)及び電波法施行規則(第34条の6及び第34条の7)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、 内の同じ記号は、同じ字句とする。
無線局(ア を除く。以下同じ。)の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。 無線局(総務省令で定めるものを除く。)の免許人は、 の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の イ に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。 総務大臣は、その指定する者に の講習を行わせることができる。 の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。
(1) 無線局免許手続規則第4条(添付書類等)に規定する特定船舶局 (2) ウ
(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するものの規定により、免許人は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から エ 以内に無線設備の イ に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。 免許人は、 の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から オ 以内に講習を受けさせなければならない。 当該講習を受けた日以降についても同様とする。
1 3 箇月 2 6 年 3 気象援助局 4 簡易無線局 5 アマチュア無線局
6 6 箇月 7 3 年 8 実験無線局 9 操作の監督 10 管理